

## 東亜大学学生組織会則

### 第1章 総則

(名称)

#### 第1条

本会は Toua Student Conference と称する。

(事務局)

#### 第2条

本会の事務局は東亜大学内に置く。

(目的)

#### 第3条

本会は修学、課外活動、学生生活等に関する自主的な学生組織であり、各活動を充実させ、会員同士の交流をはかり、学生の意見を大学生生活に反映させつつ、人間形成に資することを目的とする。Toua Student Conference 会則は、この目的を達成するための指針として設定される。

### 第2章 会員

(構成)

#### 第4条

本会の会員は本学全学部生とする。

(会員の効力)

#### 第5条

本学学生は本学に学籍を置くと同時に本会の会員となり、学籍を失うと同時に本会を退会する。

(効力の停止)

#### 第6条

本会会員は、休学期間、停学処分期間中はその効力を停止される。

(会員の権利)

#### 第7条

本会の全会員は次の権利を保証される。

1. 本会のあらゆる活動に参加し、意見を述べる権利
2. 本会各機関のあらゆる記録文書を閲覧する権利

3. 会長、副会長の選挙権、被選挙権ならびに罷免権

4. 本会の活動により生ずる利益を受ける権利

(会員の義務)

## 第8条

本会会員は、本会各機関の規約細目を遵守するという義務を負う。

## 第3章 役員

(役員構成)

第9条 本会には次の役員を置く。

1. 会長 1名 会員の直接選挙により選出された学生代表

2. 副会長 2名 会員の直接選挙により選出された学生代表

3. 代議員 ゼミ・クラス毎に選出された者

4. 執行委員 若干名 代議員会で選出された者及び会長から指名された者

(役員職務)

## 第10条

本会の役員は次の会務を処理する。

1. 会長は会務を統括し、且つ本会を代表する。

2. 副会長は会長を補佐し、会長に事故があった時、これを代理する。

3. 代議員会は代議員及び会長、副会長でこれを構成しその運営は第13条に定めるところによる。

4. 執行委員は執行委員会を構成しその運営は第14条に定めるところによる。

(役員任期)

## 第11条

本会役員のうち選挙を要する者は原則として6月に行う。

1. 任期は1ヵ年とし、7月1日から6月30日までとする。

2. 再任は妨げないものとする。

3. 役員に欠員が生じた場合は、会長が指導し、代議員会の承認を経て決定する。また、後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

4. 臨時選挙を要する際は、代議員会を通して然るべき処置をとる。

(会議の種類)

## 第12条

本会の会議は、代議員会及び執行委員会とする。

(代議員会)

### 第13条

代議員会は本会の団体の結成、廃止、その他本会の重要事項を審議議決し、学生部の承認を得るものとする。

1. 代議員会は会長がこれを召集する。

ただし、代議員の1/3以上又は、執行委員会の要求があった場合、会長は代議員会を召集しなければならない。

2. 代議員会の開催は原則として少なくとも会の3日前までに期日、場所及び議題を公示するものとする。

3. 代議員会は議長1名、副議長2名を選出し、これを議長団とする。

4. 議長団は代議員会の運営ならびに執行委員会との連絡、調整にあたる。

5. 代議員会は構成員の1/2以上の出席をもって成立し、その議事は出席者（委任状提出代議員を含む）の過半数をもって決し、賛否同数の場合は議長が決する。

6. 代議員会は本会の最高意思決定機関である。

(執行委員会)

### 第14条

執行委員会は本会の執行機関であり、次の事項を担当する。

1. 本会全体に関する事項

2. 執行委員会は、その会務を処理するにあたり学生部と十分に協議するものとする。

3. 執行委員は執行委員会を構成し会務を処理し各部の統括、連絡、調整にあたる。

## 第4章 細則

### 第15条

この会則に規定するもののほか、本会の運営に関し必要な細則は、執行委員会で決める。

附則

1. この会則は、平成18年7月28日から施行する。

2. この会則は、状況の変化に応じ見直していくものとする。

3. この会則は、平成19年1月19日から施行する。